

産業廃棄物処分業許可証

住所 鳥取県西伯郡南部町鶴田611番地2

氏名 アークコーポレーション株式会社

代表取締役 森田 直子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治

許可の年月日

平成30年11月18日

許可の有効年月日

平成35年11月17日



1. 事業の範囲

	産業廃棄物の種類	最終処分 (安定型)
(1)	廃プラスチック類	○
(2)	金属くず	○
(3)	ガラスくず等	○
(4)	がれき類	○

・以上4品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
 ・(1)、(3)、(4)については石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
 ・(1)、(2)、(3)については自動車等破砕物を除く。

(備考)

- ・「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取り扱うことができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	最終処分場（安定型）
設置場所	鳥取県西伯郡南部町鶴田字萱床山600番、601番1、601番2
設置年月日	平成5年7月27日
処理能力	埋立面積：4,156.76 m ² 埋立容量：16,905.3 m ³
許可年月日	平成2年11月13日（届出受理）
許可番号	受環第181号

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成31年2月22日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

—有— 無